

横手市議会議員政治倫理条例(案)の構成

《目的・責務》

第1条 目的

第2条 議員の責務

《政治倫理基準》

第3条 政治倫理基準

・遵守すべき政治倫理基準の規定(6項目)

《誓約書》

第4条 誓約書の提出義務

《審査請求》

第5条 審査請求権

・市民及び議員が審査請求を行う場合の要件を規定

《政治倫理審査会》

第6条 政治倫理審査会の設置

・委員数、委員の任期等を規定

第7条 守秘義務

第8条 政治倫理基準違反の審査等

・審査事項、議員の協力義務、弁明機会の付与等を規定

第9条 審査結果の報告

《その他》

第10条 委任

施行期日:平成25年10月1日

横手市議会議員政治倫理条例施行規則(案)

第1条 趣旨

第2条 誓約書の提出

【様式】誓約書

第3条 審査請求の手続き等

【様式】審査請求書(市民用・議員用)

【様式】審査請求署名簿(市民用)

第4条 審査会の設置

第5条 審査会の組織

第6条 審査会の会議

第7条 審査会の審査結果

【様式】審査結果報告書

第8条 その他